

2008年12月26日

宗教法人清浄心院  
代表役員 久利康彰 様

管理職ユニオン・関西  
執行委員長 本田直明



### 団体交渉申入書

#### 前略

貴殿が去る12月18日記入の封書を清浄心院内山岸芳子様宛に出されました。この封書の内容を山岸芳子さんから組合員である山岸隆信さんが見せられました。

山岸隆信さんは、その文面に雇用にかかわる内容等が記載されていたので、当組合仲村実副執行委員長に報告しました。

文面には、「1、山岸芳子氏以外の従業員の方々には、この文書が届いた後60日以内に清浄心院から退去していただくようお願いいたします。」「尚、私、久利は清浄心院の住職を退くつもりは一切ございませんのであしからずご了承ください」等とあります。

現在、清浄心院の従業員五味由起子さんが当組合に加入されていますので、上記文面からして雇用にかかわる重要な労使問題として、また代表役員である貴殿に対して団体交渉を申し入れることに決めました。

下記の要領にて、団体交渉を申し入れますので宜しくご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1) 日時 2009年1月14日(水)、15日(木) 午後1時から2時から2時間程度。
- 2) 場所 金剛三昧院内にて。
- 3) 出席者  
当労組側 当労組交渉委員6名程度および当該組合員。  
貴寺側 代表役員である久利氏を含む任意の人格と員数。責任役員の出席をいただいで構いません。
- 4) 協議事項  
組合員五味由起子さんの雇用に関する問題について。
- 5) 回答期限 2009年1月7日(水) 午後5時までにファクシミリにより文書にてお願いいたします。
- 6) 連絡先および回答送付先  
〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目2番5号 第二新興ビル605号  
管理職ユニオン・関西 副執行委員長 仲村 実  
TEL06-6881-0781 FAX06-6881-0782
- 7) ご注意  
この申入書は労働組合法第6条に基づくものであり、この申し入れを正当な理由なく拒否または無視することは、労働組合法第7条の不当労働行為となりますので、十分ご注意ください。

以上

上記1月20日午後1時 清浄心院にて

お持ち申上げます

久利康彰